

道スポ協第1056号  
令和3年6月22日

各管内スポーツ少年団連絡協議会会長 様  
各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人北海道スポーツ協会  
北海道スポーツ少年団  
本部長 宇佐美 暢子  
( 職 印 省 略 )

「まん延防止等重点措置」を踏まえたスポーツ少年団活動について (依頼)

平素より本道のスポーツ少年団活動に対し、種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症における国の緊急事態宣言は解除されましたが、依然として札幌市を中心とした医療供給体制のひっ迫状況を踏まえ、北海道は国より6月21日(月)から7月11日(日)までの期間、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に決定されました。それに伴い、別添のとおり北海道教育庁及び北海道環境生活部から、改めて感染症対策の一層の徹底について、それぞれ通知がありましたのでお知らせするとともに、以下の事項について、貴管下関係団体等へご周知いただきますようお願い致します。

#### 記

1. 札幌市の少年団活動は当該期間におきましては、部活動の取扱いにあわせて原則休止を継続いただくようお願い致します。  
大会等への参加に向けた練習については感染症対策を徹底するとともに、必要性について慎重に判断願います。また、札幌市以外の小・中学校に対し、札幌市との不要不急の往来自粛の観点から札幌市内の学校との対外試合等の自粛依頼があります。
2. 札幌市以外の少年団活動につきましても、変異ウイルスも拡大傾向にありますことから、活動にあたっては競技別の感染症対策に十分留意していただくことをお願い致します。
3. 同封書類
  - (1) 「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について  
(北海道教育庁学校教育局)
  - (2) 大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について (北海道教育庁学校教育局)
  - (3) 「北海道におけるまん延防止等重点措置」の実施を踏まえた感染症対策の徹底について  
(北海道環境生活部)

公益財団法人北海道スポーツ協会  
生涯スポーツ課 担当：小杉  
TEL：(011) 820-1706 FAX：(011) 833-0705  
E-mail：h-kosugi@hokkaido-sports.or.jp



教 健 体 第 3 2 3 号  
令和3年(2021年)6月18日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌を除く)  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております、心から感謝申し上げます。

この度、国は新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を解除しましたが、依然として札幌市を中心とした医療提供体制がひっ迫している状況等に鑑み、国は「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として北海道を指定し、道は札幌市において新型コロナウイルスのまん延を防止するために必要な措置を実施する旨決定しました。それに伴い、別紙を改訂しましたので通知します。

については、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

なお、道立学校については、札幌市からの通学生が多く在籍している石狩管内の学校まで対象範囲として広げております。

また、本年度に入って、学校内での感染事例が急増していることから、フォローアップシートにより得られた校内感染の要因等の情報を分析し、次のとおり特に留意すべき事項として取りまとめましたので、各学校において適切な対応をお願いします。

今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。

記

- 1 児童生徒及び同居家族の健康観察の結果を適宜把握するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等が見られる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、日常から児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 2 児童生徒が濃厚接触者となった場合の対応手順について、校内で共通理解を図るとともに、児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 3 昼食時や体育、部活動等の更衣時など、児童生徒がマスクを外す場面では、会話をしないよう指導を徹底すること。
- 4 児童生徒及び教職員が施設、設備、用具等を共用する場合は、使用前後の手洗いや使用後の消毒を徹底すること。

健康・体育課  
高校教育課  
義務教育課  
特別支援教育課  
教職員課



スポーツ第267号

令和3年(2021年)6月21日

公益財団法人 北海道スポーツ協会 会長 様

北海道環境生活部長

「北海道におけるまん延防止等重点措置」の実施を踏まえた感染症対策の  
徹底について（依頼）

日頃より本道のスポーツ行政の推進につきまして、多大なご理解・ご協力を賜り厚く  
お礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、国では、6月21日から7月11日まで、北  
海道を「緊急事態措置区域」から、札幌市内を措置区域とする「まん延防止等重点措置」  
を適用することとされ、道では、6月21日以降の取扱いとして、別添のとおり「北海道に  
おけるまん延防止等重点措置」を決定したところです。

この中で特に部活動に関して、札幌市内では、全道・全国大会等につながる活動以外は  
原則休止が要請され、その他の市町村においても、活動を厳選（時間、人数、場所等）し  
て、感染症対策を徹底して実施することし、これによりがたい場合は休止が要請されてい  
るところです。

つきましては、この趣旨を踏まえ、あらためて新型コロナウイルス感染症対策の徹底に  
ついて、関係団体等への周知のご協力をお願いします。

スポーツ局スポーツ振興課スポーツ振興係 担 当 黒田 電 話 011-204-5209 E-mail kuroda.katsumi@pref.hokkaido.lg.jp
--